

(6) 減損の認識等の判定誤り

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-------|------------|----|------|---------|----|-----|------------|--------|----|-----|------------|---|--|
| <p>北部農と緑の総合事務所</p> | <p>平成25年度の財務諸表注記において、以下の2農業用水利施設は、「使用低下（水質が改善され、稼働の必要がなかった）」を理由として「減損の兆候があるもの（減損を認識した場合を除く）」に記載されている。</p> <p>減損を認識しない根拠としては、「使用を継続（今後の水質変化に備え維持）」するため、としているが、これら施設は平成20年度から休止しているとともに、今後の明確な稼働見込みが無く、将来の使用の計画が客観的に存在しないのに、減損の認識をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="463 804 1347 961"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三箇牧浄水機場</td> <td>建物</td> <td>高槻市</td> <td>8,355,968円</td> </tr> <tr> <td>玉島浄水機場</td> <td>建物</td> <td>茨木市</td> <td>8,975,704円</td> </tr> </tbody> </table> | 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額 | 三箇牧浄水機場 | 建物 | 高槻市 | 8,355,968円 | 玉島浄水機場 | 建物 | 茨木市 | 8,975,704円 | <p>【是正を求めるもの】 平成26年度の大阪府の財務諸表作成に当たっては、附属の設備等を含め、減損の認識をされたい。</p> <p>【大阪府減損処理取扱要領】（抜粋）</p> <p>第1条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成23年会計第3894号。以下「作成基準」という。）第3条に規定する貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び府の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に想定された行政サービス提供能力に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。</p> <p>第5条 前条において減損の兆候を確認した結果、減損の兆候がある場合には、次に該当するかを判定し、該当するときは、減損を認識しなければならない。</p> <p>(1) 行政財産等については、当該資産の全部又は一部を当初の行政目的での使用を停止し、かつ、将来にわたって使用が想定されていないとき。</p> <p>2 前項第1号において、当該資産の全部又は一部を将来にわたって使用が想定されていないときとは、次に掲げる要件を満たしていない場合をいう。</p> <p>(1) 当該資産の全部又は一部について、将来の使用の見込みが客観的に存在すること。</p> <p>(2) 当該資産がその使用目的に従った機能を現に有していること。</p> <p>第11条 第5条の規定により減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 減損を認識した固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等の概要 (2) 減損に至った経緯 (3) 減損額の算出方法の概要 (4) 減損の兆候について、第4条第4項の規定により複数の固定資産を一体として確認した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその行政サービスを提供するものと認めた理由</p> | <p>平成26年度の財務諸表作成に当たって、三箇牧浄水機場及び玉島浄水機場については、減損を認識する旨注記に記載した。</p> <p>今後は、減損の認識が必要な施設について、年次決算整理時に確認し、漏れが生じないように正確な事務処理を徹底する。</p> |
| 用途 | 種類 | 場所 | 帳簿価額 | | | | | | | | | | | | |
| 三箇牧浄水機場 | 建物 | 高槻市 | 8,355,968円 | | | | | | | | | | | | |
| 玉島浄水機場 | 建物 | 茨木市 | 8,975,704円 | | | | | | | | | | | | |

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-------|-------|-----|-----------|-----------|-----|-------|-------|--------|----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 北部農と緑の総合事務所 | <p>平成25年度において、以下の施設は、「指標」とした農地の受益面積が、計画比28%と減損の兆候とされる50%を下回っているが、当該指標と異なる判断基準（かんがい期の稼働日数、送水量などの稼働状況）を根拠として、減損の兆候に該当していないものと判断し、財務諸表に必要な注記を行っていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 674 1228 842"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">場所</th> <th colspan="2">受益面積 (ha)</th> <th rowspan="2">B/A</th> </tr> <tr> <th>A 計画時</th> <th>B H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五領揚水機場</td> <td>建物</td> <td>高槻市</td> <td>583</td> <td>163</td> <td>28%</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 種類 | 場所 | 受益面積 (ha) | | B/A | A 計画時 | B H25 | 五領揚水機場 | 建物 | 高槻市 | 583 | 163 | 28% | <p>【是正を求めるもの】</p> <p>「指標」は、減損の兆候の有無を判断するために、当初計画に比べて、使用状況の著しい低下がないかどうかを判定するものである。当該指標とした受益面積が著しく低下しているため、減損の兆候があると判断し、財務諸表に注記したうえで、減損の認識をしない理由として、稼働率が低下していないことを記載すべきである。</p> <p>平成26年度の大阪府の財務諸表作成に当たっては、固定資産の使用状況に応じて減損の兆候の有無を判断し、財務諸表に必要な注記を記載されたい。</p> <p>【大阪府減損処理取扱要領】（抜粋）</p> <p>第1条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成23年会計第3894号。以下「作成基準」という。）第3条に規定する貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び府の業務運営状況を明らかにすることを目的とする。</p> <p>2 固定資産の減損とは、固定資産に現在期待される行政サービス提供能力が当該資産の取得時に想定された行政サービス提供能力に比べて著しく減少し将来にわたりその回復が見込めない状態又は固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態をいう。</p> <p>第4条 固定資産に減損が生じている可能性を示す事象（以下「減損の兆候」という。）があるかどうかを確認しなければならない。</p> <p>2 減損の兆候とは、次に掲げる事象をいう。</p> <p>(1) 前条第1号及び第2号に掲げる固定資産のうち財産規則第2条第2号に規定する行政財産及び前条第3号から第6号に規定する固定資産（以下「行政財産等」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 当該資産が使用されている業務の実績が著しく低下（概ね計画の50%程度）した場合 イ 当該資産の使用可能性を著しく低下（概ね計画の50%程度）させる変化があった場合 ウ 当該資産の業務運営環境が著しく悪化（概ね計画の50%程度）した場合</p> <p>第11条</p> <p>2 第4条第1項の規定により減損の兆候を確認した結果、減損の兆候がある場合（減損を認識した場合を除く。）には、次に掲げる事項について注記するものとする。</p> <p>(1) 減損の兆候がある固定資産の用途、種類、場所及び帳簿価額等の概要 (2) 認識した減損の兆候の概要 (3) 減損の兆候について、第4条第4項の規定により複数の固定資産を一体として確認した場合には、当該資産の概要及び当該資産が一体としてその行政サービスを提供するものと認めた理由 (4) 第5条第2項各号に掲げる要件を満たしている根拠又は同条第1項第2号に掲げる時価の回復の見込みがあると認められる根拠</p> | <p>平成26年度の財務諸表作成に当たって、五領揚水機場については、指標である受益面積が当初計画に比べ減少しているため、減損の兆候があると判断するが、今後も当該施設の使用を継続するため、減損は認識しない旨注記に記載した。</p> <p>今後は、減損の兆候の判断について、年次決算整理時に確認し、漏れが生じないように正確な事務処理を徹底する。</p> |
| 施設名 | 種類 | | | | 場所 | 受益面積 (ha) | | B/A | | | | | | | | | |
| | | A 計画時 | B H25 | | | | | | | | | | | | | | |
| 五領揚水機場 | 建物 | 高槻市 | 583 | 163 | 28% | | | | | | | | | | | | |